

## 伊達地方衛生処理組合特定事業主行動計画

令和 3 年 4 月 1 日

伊達地方衛生処理組合  
管理者 須 田 博 行

伊達地方衛生処理組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、管理者が策定する特定事業主行動計画である。

### 1 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

### 2 推進体制

本計画の策定・変更及び本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検、評価等を総務課で行うこととする。

### 3 行動計画の数値目標

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。）第 2 条に基づき女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、現在、定数内職員に女性職員の配置はなく、また計画期間中の定数内職員の採用計画もないことから、今後女性職員の配置について配慮するものとし、これらを踏まえて、本行動計画の数値目標を次のとおり設定し、令和 8 年度までの達成を目指す。

- (1) 制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得割合を 100%にする。
- (2) 年次休暇取得率を 70%以上（平均 14 日以上）にする。

#### 4 目標達成のための取組

3で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、令和3年度より次に掲げる取組を実施する。

##### (1) 各種制度の周知徹底

育児休業や休暇など仕事と家庭の両立を支援する制度について職員に周知し、啓発に努める。

##### (2) 男性職員の子育て目的の休暇等の取得促進

男性職員の育児参加を促進するため、配偶者が出産する場合及び育児参加のための特別休暇を利用するよう働きかけ、休暇を取得しやすい職場環境づくりに努める。

##### (3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

育児休業を取得する職員が、安心して休業できるための職場内の仕事の分担の見直しや、当該職員が職場復帰するための支援を適切に行い、円滑に職場復帰できる体制を整えるなど、職員が育児休業等を取得しやすい環境を整備する。

##### (4) 年次休暇等の取得促進

子どもの学校行事等への参加や家庭生活の充実を図るための年次休暇の取得、また、子どもの病気等の際の特別休暇を積極的に取得できるよう職場内における応援体制を確立する。また、年次休暇の取得日数の少ない職員については休暇の取得を促すなど、年次休暇等を取得しやすい環境づくりに努める。